

清瀬市会計年度任用職員【専門職】（面接相談員）募集要項

1. 応募資格

社会福祉士又は、精神保健福祉士の資格を有する方

※地方公務員法第16条の欠格事由に該当する方は、受験できません。

2. 任用期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※1会計年度ごとの任用を原則とします。同一の職が設置され、選考等の能力実証を行った上で、勤務実績が良好である場合に再度の任用を行う場合がありますが、毎年度、本職種の必要性を吟味し、設置不要となった場合は、更新されません。

3. 身 分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員

4. 勤務内容

【勤務場所】清瀬市役所又は市内各施設

【職務内容】面接相談員

生活福祉課にて、生活に困窮する世帯（方）との面接・訪問相談、生活保護に至らない場合の他法・他施策の活用など生活に必要な情報の提供や助言、その他の関連事務を行う。

5. 勤務日及び勤務時間

【勤務日】週5日勤務

【勤務時間】週平均35時間勤務

午前9時00分から午後5時00分まで

※上記のほか業務上の都合により勤務時間を変更する場合があります。

6. 報酬、諸手当等（※退職手当は支給されません。）

月額 240,300円

他に通勤費（第二種報酬）、期末手当等を市規定により支給します。

7. 選考（面接）

書類選考および面接

※面接は令和8年7月21日（火）を予定しています。

8. 募集人員

若干名

9. 有給休暇

任用期間内10日

10. 災害補償

公務中及び通勤途上の災害として認定されたものについては、各種法令及び条例等に基づき補償されます。

11. 社会保険等

共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

12. 健康診断

常勤職員に準じて実施します。

13. 申込み手続き

| | 持 参 に よ る 申 込 |
|---------------|---|
| 申込期間 | 令和8年6月30日（火）午後5時まで （土・日曜日・祝日を除く。） |
| 申 込 先 | 清瀬市役所3階（19番窓口） 経営政策部人材育成課人材育成係 |
| 申 込 時 必要書類 | ① 清瀬市会計年度任用職員【専門職】採用試験申込書（写真貼付） ② 職務経歴書 ③ 資格証の写し（上記「1.応募資格」を参照） |
| 注意事項 そ の 他 | ・ 提出書類は返却いたしません。 ・ <u>熱等により文字が消えるインクを使用した筆記具</u> で書かれた書類の受け付けは一切いたしません。 ・ 申込書添付の写真は美顔修正等の加工不可 |

14. その他

上記は、現時点におけるものであり、採用時までには制度改正等があった場合は、それによります。

最終合格者は、令和8年9月1日の募集人員の定員に達した場合でも令和9年3月31日までの名簿登載として扱います。

15. 問い合わせ

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地

清瀬市経営政策部人材育成課人材育成係

TEL 042-497-1843（直通）、042-492-5111（内線3153）